

事務連絡

平成 29 年 9 月 26 日

福岡市長 様

内閣府地方創生推進事務局長

国家戦略特区における航空法の高さ制限の  
エリア単位での特例承認について

平成 29 年 6 月 28 日付総企第 114 号で相談をいただきました  
標記の件につきまして、平成 26 年 11 月 4 日の事務連絡で示した  
「エリア一体の目安として提示する高さ」として、国土交通省より別  
添のとおり見解が示されましたのでお知らせいたします。

事務連絡  
平成 29 年 9 月 26 日

内閣府地方創生推進事務局  
ご担当者 様

国土交通省航空局

国家戦略特区における航空法の高さ制限の  
エリア単位での特例承認について（回答）

平成 29 年 6 月 28 日付事務連絡で依頼のありました福岡市からのご相談のうち、天神明治通り地区、ウォーターフロント地区第 1 ステージエリア及び博多駅周辺地区に関し、平成 26 年 11 月 4 日付事務連絡で示した「エリア一体の目安として提示する高さ」について、下記のとおり提示いたします。

記

〈エリア一体の目安として提示する高さ〉

○天神明治通り地区

- ・天神明治通り地区のうち、福岡県道後野福岡線（602号）の中心線より西の区域は NTT コム福岡天神ビル避雷針と同等とし、同中心線より東の区域は、福岡空港からの距離を勘案し、福岡市役所避雷針と同等～地盤面から約 100メートル（※）

○ウォーターフロント地区第 1 ステージエリア

- ・ウォーターフロント地区第 1 ステージエリアについては、博多ポートタワー避雷針と同等

○博多駅周辺地区

- ・博多駅周辺地区については、今後、具体的な区域の提示があった際に、同地区周辺の既存物件を踏まえ、改めて検討

（※）天神明治通り地区のうち、福岡県道後野線（602号）の中心線より東の区域に関する取扱については、原則として福岡市役所避雷針を基準に、別紙の街区図に示すとおり、空港から離れば離れるほど、地盤面から約 100メートルの範囲において、より高い高さの建築物の建設が可能となる。なお、別紙の図に示した数値は街区ごとに示したおおよその目安であり、個別の物件ごとの区割りによって具体的な高さは前後しうる。

以上

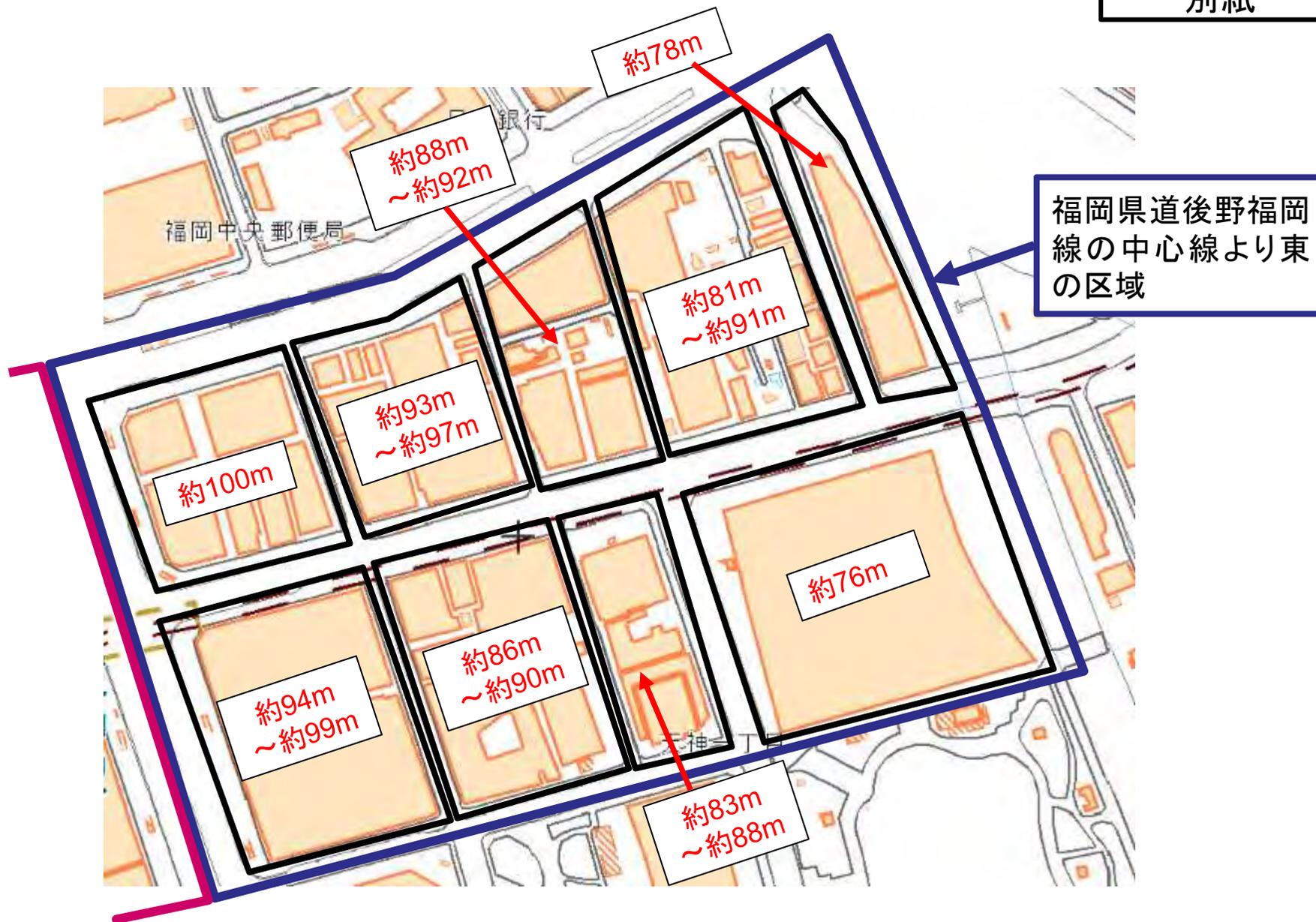
（担当）

国土交通省航空局空港業務課

担当：菅、青木

TEL：03-5253-8724

Mail：aoki-t4676@mlit.go.jp



※図に示した数値は街区ごとに示したおおよその目安であり、個別の物件ごとの区割りによって具体的な高さは前後しうる。(数値は地盤面 (GL) からの高さ)